学校いじめ防止基本方針

令和元年６月

愛荘町立愛知中学校

【１】本校の現状

本校では「知を愛し、人権を尊び、連帯に生きる」を校訓として、生徒の自浄作用を掘り起こしながら教育活動を進めてきている。

しかし、以前より教育困難な時期が何度かあり、現在でも生徒指導上の問題や課題が山積みしている。特に、宅地化の進行や飲食店・ゲームセンターの立地により、昔のコミュニティーが崩れ、問題行動が広域化している。また、児童・生徒の低学力、基本的生活習慣の乱れからくる怠学の問題や、様々な要因による不登校が顕著に現れている。

その背景には、保護者・地域の教育観の多様化や、保護者の養育姿勢に過干渉・放任等の教育力の低下も大きく関与している。そうした結果、生活基盤の弱さから精神的に不安定のまま学校生活を送る生徒が増えてきた。

その中で、人間関係の希薄さから生まれる自己中心的な考えや自己肯定感の欠如、弱者に対しての思いやりのなさなどから、いじめにつながりやすい状況が危惧される。

そこで、生徒の自治の能力の向上、学校内外の連携を深め、開かれた学校づくりに努めているところである。

【２】いじめの防止等に関する基本姿勢

生徒の健全育成を考えると、いじめは人権侵害の最たるものである。生徒が安心して学校生活・社会生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、全ての者がいじめの防止等の対策を進めなければならない。

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることに、全ての者が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、社会の変化、生徒の価値観の変容の中で、いじめはどこにでも誰にでも起こりうるという危機感を持たなければならない。

【３】いじめの定義

人は「からだ」と同時に「こころ」が存在していて、別々に切り離しては考えられない関係性がある。からだへの暴力を受ければ血が流れ死に至る事があるように、目には見えなくても言葉の暴力によりこころが深く傷つけられると、人は死んでしまうことさえある。

いじめ防止対策推進法第２条第１項によって、「いじめ」は『児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう』と定義されている。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものが考えられる。

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
・仲間はずれ、集団による無視をされる
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
・金品をたかられる
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
・パソコンや携帯電話やスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

【４】いじめの防止のための取り組み

・ いじめ防止の土壌づくり

いじめの防止には心の教育が不可欠である。愛荘町には「五愛十心」の教育指針が掲げられている。すなわち「街づくりの主役は人」という視点に立って、教育のあり方を町民共通の理念、認識のもと、心のあり方にまで及んでいる。

そこで学校では、心の教育を押し進めるため、特に道徳教育の推進、学校行事への取り組み、生徒会活動の活性化を進めることとする。

具体的に「ふれ愛」は、ひとりひとりが心豊かで生き生きと楽しく学べる学校づくりの推進。「学び愛」は、基礎基本の定着と学力の向上を図るきめ細やかな授業の推進。「育ち愛」は、問題行動、いじめ、不登校等の課題解決をめざす生徒指導の推進。「支え愛」は、人権尊重の精神の高揚と実践的態度の育成をめざす人権教育の推進。「高め愛」は、教職員の協力体制と新しい教育への改革を図る研究の推進を図る。

・ いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処につながることは言うまでもないが、まわりの者が気づきにくく判断しにくい形で行われたり、いじめられていても本人がそれを否定することが多々あることをふまえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知しなければならない。

具体的には、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査(資料１)や、学級担任・ＳＣによる教育相談、学校支援員や保護者・地域からの情報収集等につとめる。

・ いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保した上で、状況把握のため、関係生徒に対して事情を確認すると共に、必要に応じアンケート調査を実施し適切に指導する。対応には特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめ防止のための対策の組織を活用し、組織的な対応を行うこととす

る。

いじめは、再発する可能性が十分あり得ることをふまえ、いじめが止んでいる状態が相当の期間(少なくとも３ヶ月を目安とする)継続していること。いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかを被害者生徒本人、保護者に対して面談等で確認できるまで対処していく必要がある。

いじめの中で、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命・身体または財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察等に相談・通報する必要がある。

本来、群れを作るのが人間であり、群れから排除（無視）することは命を奪うことにつながり、無視の構造をみたとき「強い人、弱い人」という区分けで「もっと強くなりなさい」という縦の視点ではいつまでもいじめはなくならない。

その中で、とかくいじめの四重構造を意識した対応になりがちであるが、いじめられた側からみれば観衆や傍観者も含めて周りの者みんなが加害者であり「いじめに第三者はいない」という認識が欠かせない。

・ 小中連携

思春期を迎える小学校高学年から中学校にかけては、心身の成長や変化が一生のうちで最も大きな時期であるとともに、精神的に不安定な時期でもあることから、小学校から中学校へのスムーズな移行を図るため、中学校区での「子どもを語る会」等を通して連携を深める。

・ 家庭の教育力の向上

家庭は、生徒の健やかな育ちの基盤であり、すべての教育の出発点である。しかし、昨今の科学技術の進歩、少子高齢化、核家族化、価値観の多様化、規範意識の低下により、子育てに不安を持つ保護者がふえ、地域では近隣の連帯感の希薄化がみられる。このことが生徒の基本的な生活習慣に大きな影響を与えている。

本来、しつけの部分では家庭教育に任すところが大きいとはいうものの、学校と家庭がタッグを組んでこれにあたらなければならない現状にある。

そこで、学校から子育てに関する情報を各種通信やホームページで紹介をしたり、学年・学級懇談会で、保護者同士が子育てを考える機会を提供したり、三者懇談やＳＣによる保護者向け教育相談等を行う。

・ 地域・関係機関との連携

地域の子どもは地域で育てることをモットーとし、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域・関係機関との連携は大変重要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議したり、学校支援地域本部事業を活用したりするなど、いじめの問題について対策を推進することが必要である。

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上

げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、都道府県私立学校主管部局等を想定）との適切な連携が必要であり、平素から、関係機関との情報共有体制を構築しておかなければならない。

【５】いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上

・ 教育相談体制の充実

「生徒一人ひとりの内面的理解につとめ、悩みや葛藤の解決に向けて、需要的、共感的な支援を行う」「教育相談を通して、生徒とや保護者との望ましい人間関係をきずき、信頼関係を深める」を目的として、教育相談を行う。実際には、家庭訪問においての教職員と保護者との懇談、各学期末の個別懇談会。各学期ごとに定期的に生徒への事前アンケート（資料１）を元に、個人相談を行う。これらの教育相談で得られた情報については、各学年また学校全体で共有化を図る。

・ 生徒指導体制の確立

本校の校訓に沿う愛知中生の育成をめざすことを生徒指導の目標とする。目標達成のために

（１）知を愛し　①低学力の克服に取り組む
　　②教師集団の一致した指導
（２）人権を尊び　①生きる見通しと意欲を育てる
（３）連帯に生きる　①民主的・自主的な集団づくり
　　②指導力を高める教師集団づくり
　　③保護者・地域との連携を強める。

・ 職員研修

いじめを含むすべての人権侵害にかかる事件・事象は、身近な生活の中に存在することを認識し、人権侵害を許さない態度や個々の命を大切にする態度を育てるための研修を深める。具体的には、年間校内研修の中に人権に係る研修、いじめ対策に係る研修、を取り上げると共に、本町主催のいじめ未然防止・体罰防止研修会等に参加することにより、教職員の資質向上を図る。

加えて、教職員のいじめへの対応のさらなる能力向上のため、ＰＤＣＡサイクルをもって、より実行性の高い取り組みが実施できるよう研修を深める。

【６】いじめ防止等の対策のための組織づくり

いじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、本校の複数の教職員からなるいじめ防止対策委員会を組織する。必要に応じ、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者、ＳＣ、警察関係、教員ＯＢ等、外部専門家等に相談しながら対応をしていく。（資料２）